

本館について



2025年11月25日

目 次

本館について

(1) 本館の概要	P3
(2) 学識者ヒアリングの概要	P7
(3) 滋賀県庁舎本館耐用年数調査 結果の概要	P11
(4) 継続使用にあたっての主な課題	P12

参考資料	P13
------	-------	-----

(1)滋賀県庁舎 本館の概要(その1)

1. 設計: 佐藤功一、國枝博

2. 施工: 大林組

3. 竣工年:

- 昭和 14 年 5 月竣工
- 昭和 33 年に南西部分増築
- 昭和 55 年に東翼背面部分増築
- その他に小規模な増築等を実施

4. 建築概要:

- (1) 延べ面積 16,472.3 m²
- (2) 構造・規模 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 2 階
鉄筋コンクリート造

5. 登録有形文化財:

- 平成 26 年に登録
(後年に増築された部分は登録対象外)
- 滋賀県庁舎本館は登録有形文化財の登録基準（平成 17 年 3 月 28 日文部科学省告示第 44 号）の内「(2) 造形の規範となっているもの」に該当するとして登録されており、「威厳と格調を備えた戦前最後期の大建築といえる庁舎*」とされている。

*文化庁による滋賀県庁舎の特徴・評価



6. 設計者: 設計者は、早稲田大学大隈記念講堂（昭和 2 年）や日比谷公会堂（昭和 4 年）の設計者として知られる佐藤功一で、その最晩年の作品である。佐藤功一が設計した一連の県庁舎（群馬県庁舎 / 昭和 3 年、宮城県庁舎 / 昭和 6 年、栃木県庁舎 / 昭和 13 年）の集大成となる建築であり、群馬県庁舎や滋賀県庁舎は創建時の姿を残している。なお、滋賀県庁舎は國枝博との共同設計である。

1. 建築計画上の特徴

(1) 全体の構成

- ・現存する戦前の県庁舎本館の多くは「日の字型平面」であるのに対して、滋賀県庁舎本館は中庭を囲む「口の字型平面」を基本とし、正面東西の両翼部が「口の字型平面」から突き出ている他には類例がない独自の平面形をしている。
 - ・東翼部に知事室、西翼部に独立した玄関を持つ議会を配置することで行政と議会の独立性を表現したものと思われる。

(2) 平面計画の機能性・実用性

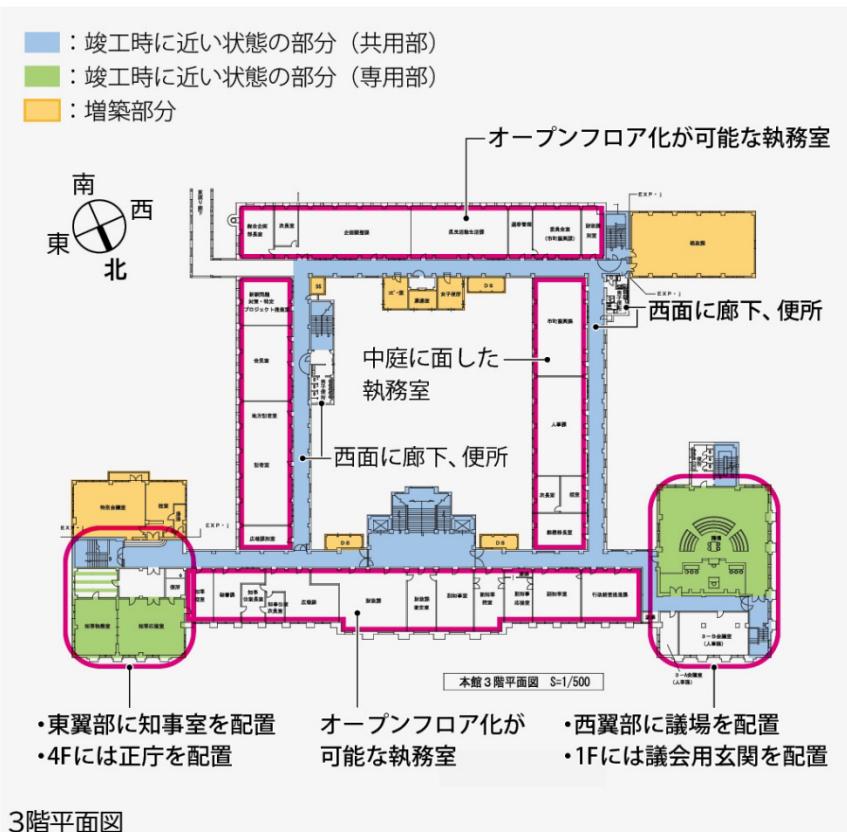
- ・「口の字型平面」の場合、動線を短縮するために廊下は中庭に面して配置することが多いが、西側部分は執務室に西日が入ることを避けて中庭側（東向き）に執務室を配置している。
 - ・これは平面や外観の左右対称性にこだわることなく、機能性・実用性を重んじている結果と言える。

(3) 執務室の自由度と更新性

- 執務室部分の間仕切りは、創建時から大きく変更されてきている。
 - 大幅な間仕切り変更が可能であった理由は、正面ブロック、東・西・南の各ブロック共に空間の骨格がオープンフロアで、当初の間仕切りが木質であったためである。
 - この点は諸室レイアウトの自由度を高め、更新性を考慮した合理的計画と言える。

(4) 增築部分

- 竣工後、庁舎の規模拡充や室内環境向上のための設備設置のため、度々増築が行われている。(増築部分は登録有形文化財の登録対象外)



(1)滋賀県庁舎 本館の概要(その3)

2. 歴史意匠上の特徴

(1) 外観の構成

- ・全体として古典的で端正なデザインでまとめられているが、正面部分と他の3面（東面、南面、西面）は異なるデザインとなっている。
- ・外壁タイルやサッシは全面的に取替えが行われているものの、創建時の意匠を良く伝えている。

(2) 正面部分の外観

- ・正面部分は3層構成（基壇部、胴部、頂部）を基本とし、横幅約 106m に及ぶ壁面は戦前の府県庁舎で最大。
- ・正面玄関がある中央部分と東西の両翼部は、3層にわたる擬石の柱型（オーダー）を付し、その頂部には優美な柱頭飾りを配置して垂直性と象徴性を表現している。
- ・中央部分には尖塔状の塔屋を配して中心性を強調している。
- ・京阪石山坂本線の島ノ関駅からの坂道を登り切った正面にアイストップとして存在する。
- ・前面道路からは庁舎全面にわたる前庭によって十分な引きを持った配置となっており、そのファサードと相まって高いシンボル性を有する。



正面全景

(3) 東面・南面・西面の外観

- ・正面部分同様に古典的な3層構成の壁面を基本としながらも、2階から4階はタイル張りの壁面と規則的に並ぶ窓による簡潔な構成となっている。
- ・東面・南面は柱間に2か所の窓を設け、執務室に十分な採光・換気を確保することに配慮している。これに対して、西面は柱間に1か所の窓とし、廊下に必要な明るさを確保しつつ、西日の影響を抑えている。
- ・このように機能性に即した外観はモダニズムにも通じる表現になっている。



東面・南面（柱間に窓 2ヶ所）



本館西面（柱間に窓1ヶ所、便所3連窓）

(1)滋賀県庁舎 本館の概要(その4)

(4) 中庭の外観

- 中庭に面して東向きに執務室を配置している部分は、東面・南面の外観同様に柱間に2か所の窓を設けている。
- 中庭に面した廊下部分は西面の外観同様に柱間に1ヶ所の窓を設けている。
- 中庭に面した東側の階段・便所部分は内部機能に即して窓配置・窓形状を考えたと思われ、他とは異なる表情を呈している。
- 正面玄関の背面部分には中央階段のステンドグラスが見えている。
- 外壁の仕上げは、現在はモルタルの上に防水性のある仕上げ塗材に改修されている。



中庭に面した西側部分の執務室



中庭に面した東側部分の階段・便所



中庭に面した正面部分

(5) 内部空間

- 玄関ホール・中央階段周り、知事室回り、旧貴賓室（4A 会議室）、議会玄関ホール、議場、議長室、各階の廊下については創建時の姿を良く留めている。
- 旧正庁（畜産課、農政課）、塔屋に移築された明治庁舎の正庁（高校教育課分室）、旧食堂（職員組合）は改変されているがその姿の一部が残る。
- 執務室については間仕切りが大きく変更されているが、天井の梁型を生かした意匠が残る部分も多い。



玄関ホール・中央階段



知事室



議場



議長室



議会運営委員会室



廊下



旧正庁

参考文献：

滋賀県庁舎本館 庁舎の佐藤功一 × 装飾の國枝博
(石田潤一郎・池野保著、2014年、サンライズ出版)

(2) ①歴史意匠分野:石田潤一郎 武庫川女子大学教授

1. 建築計画的価値	<ul style="list-style-type: none"> 設計者 佐藤功一による庁舎設計の集大成 <u>戦前期の庁舎・オフィス建築の到達点</u> 廊下の配置や、1階床を権威主義的に高く上げ過ぎない床高さの設定等、合理的な計画 <u>「口の字型」の平面構成が残っていることの価値は大きい。その構成は守りたい。</u>
2. 歴史意匠的価値	<p>① 外観デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>正面は古典主義的な秩序だったの柱の意匠であるのに対し、他の三面は装飾がほとんどなく、合理的な計画</u> <p>② 内観デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦前の庁舎の多くは格式を求めて固い印象になるところ、滋賀県庁はさらりとしていて<u>権威的でなく、柔らかい印象。18世紀のイギリス的な端正さ</u>を広く知ってもらいたい。 場所によって当時の意匠の保存程度に差がある。<u>同じような意匠の部屋については、代表的な場所が残せれば良い。</u>
3. 意匠の継承等	<ul style="list-style-type: none"> <u>創建時の意匠が良く残っている部分</u>(玄関ホール、中央階段、議場、議長室、知事室、知事応接室、旧貴賓室等)はそのまま継承していくことが良い。 塔屋に保存されている<u>明治時代の庁舎の正庁</u>は、是非保存できれば良い。明治時代の格調高い様式を十分感じられる。 <u>廊下の床・壁は、現状のまま維持したい。創建時の意匠が残っている。</u> <u>正庁は復原したい。写真も図面も残っているため可能</u> 食堂等、特徴的な部屋も復原の検討対象

(2) ①歴史意匠分野: 石田潤一郎 武庫川女子大学教授

4. 利活用の考え方

- 建物規模が大きくシンボル性や存在感があるので、基本的に現役の庁舎として継続利用することが望ましい。
- その他、交流機能や情報発信機能を取り込んでいくことも重要
- 一般執務室については典型的な部分を残して改変しても良い。間仕切り変更等はやむをえないが、可逆性(元に戻せること)は重要
- 本館の魅力が県民に知られていないのがもったいないと感じる。

5. 増築部分の扱い

- 既存をただ延長したようでは特段意味のある増築には思えない南西部は、オリジナルであるかのよう紛らわしい。解体できるなら解体してオリジナルの姿に戻せると良い。
- 南西の増築部分を撤去した場合、JR大津駅側に広場の様な場所が作れそうである。

6. 新たな 増築の可能性

- JR大津駅側に広場のような場所を整備し、合わせて付属棟として増築を行う方法は考えられる。敷地周辺の都市の構造が変わる中で、建築もそれに対応して、新しい価値を創ることは重要
- 中庭への増築は規模とデザイン次第である。

7. 敷地の有効活用

- 日本の庁舎は海外に比べると敷地の外周を塀や生垣などで囲っている場合が多く、閉じた印象である。敷地内の人々の動きや活動が見えていない。

(2) ②建築構造分野:宮本裕司福井工業大学教授

1. 耐震性能

- 免震化するのか耐震改修とするのか、コストも含めて考える必要がある。耐震改修した場合でも琵琶湖西岸断層帯等の地震に対して損傷の可能性がある。
- 大地震に対してどの程度余力を持っているかを県民に対して説明し理解してもらうことが大事
- 本館は建物面積が広いのですべて免震化するとコストもかかる。そのため正面を部分的に免震化して、残りの部分を耐震とする方法も考えられる。

2. 液状化判定結果と対策について

- 本館は極端に傾く可能性は低い。(平面形が大きく「口の字型」の形状となっているため) 面積が大きい建物への液状化の影響は局所的なものが多い。
- 液状化対策を行わなかった場合、本館直下の弱い所や荷重が大きい所で不同沈下する可能性が考えられる。 まずは建物を不同沈下させないことが第一であり、外構部分は浅く地盤改良してインフラを守ることも考えられる。表層のインフラであれば1m程度でもだいぶ効果がある。
- 危機管理センターの調査結果を見ると、液状化により支持力がなくなるような地盤ではないが、現在の建築基準法レベルで重要度係数も考慮した防災拠点であれば対策は必要と考える。
- 建物範囲のみ液状化対策した場合、建物周りの沈下により給排水設備等ライフラインへに影響が出る。
- 外構への不陸の発生が考えられるため何かしらの液状化対策はした方が良い。
- 液状化対策をどの程度のグレードに設定するかは、滋賀県として県庁の機能をどこまで守るかによる。

1. 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート強度が高い理由は施工の良さによると考えられる。耐用年数調査結果を見ると施工欠陥がほとんどなかった印象
2. 中性化、 鉄筋の状況	<ul style="list-style-type: none"> 中性化は徐々に進行しているのは確かだが、鉄筋に到達するのにはまだかなりの時間がかかる。 留意すべきは中性化が鉄筋に到達して、水分と酸素の供給により鉄筋が錆びて、コンクリートのひび割れ、剥離が起きること。 大きな鉄筋腐食は起きていないので、定期的に点検を行いひび割れ補修を行えば十分である。
3. 外壁タイル	<ul style="list-style-type: none"> 湿式工法のため剥離の危険性がある。定期点検は必ず必要 タイルが浮いてきた場合は樹脂を注入して接着力を高める方法が良い。
4. 中庭の外壁 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 仕上材の樹脂は紫外線で劣化するので、20年に一度程度の塗り重ねが必要。中庭を室内化すれば躯体への影響はかなり少なくなる。
5. 増築部分	<ul style="list-style-type: none"> 1958年～1980年にかけて増築した中で、創建時の部分より先に劣化する部分がある可能性がある。高度成長期～バブル期の建物は劣化しやすい傾向にある。

(3)滋賀県庁舎本館耐用年数調査(令和7年2月)結果の概要

1. 構造体の健全性

- ・コンクリート強度、コンクリートの中性化の進行状況、鉄筋の腐食状況の何れにおいても、築86年を経過した建物としては非常に良好な状態にある。
- ・鉄筋の腐食に影響を与える塩化物イオン含有量も規制値を超える部分は無い。
- ・今後の鉄筋の腐食の可能性は漏水などの外的要因を除けばほとんど無い。

2. 耐用年数

- ・日本建築センターの構造体耐用年数評価書(2025年2月28日)では、中性化進行に基づく耐用年数(令和7年2月時点から)は、創建時から残る部分で1階は91年、2階～4階は100年超とされており、今後も長期にわたる継続使用が可能である。

(4)継続使用にあたっての主な課題

大項目	中項目	現状・課題等	今後必要な対応
1.耐震性	①上部構造体の耐力	・建築基準法は満足しているが、大地震において構造体に損傷が生じる可能性がある。	目標性能の検討
	②基礎構造	・基礎の構造が不明	掘削調査等による基礎の確認
	③液状化対応	・大地震による液状化リスクがあるが、対応が図られていない。	液状化対応策の検討
	④地盤状況	・本館部分の地盤状況が不明	地盤調査の実施
2.老朽化・劣化	①構造体	・耐用年数調査(令和7年2月)の結果は後91年～100年の耐用年数	良好な状態を維持するための適切な維持管理
	②外部仕上げ	・外壁タイルは平成8年～11年に改修工事実施(新材にて全面張替え)	タイルの浮き、剥離は見られないが定期点検を実施
		・中庭外壁は令和2年に全面塗替え	定期的な塗替えの検討
		・屋上防水は平成11年に改修済みであるが更新時期を迎えていた。	更新時期の検討
	③内部仕上げ	・塗装の一部に経年劣化が見られる。	適切な修繕等による対応
	④設備	・主要な機器が老朽化しており、更新時期を迎えていた。	予防保全計画、更新計画の策定
3.防火避難	①エレベーター	・エレベーターが現在の建築基準法に定める仕様になっていない。また、出入口が階段室に面している。(既存不適格)	更新時に法適合を図る検討を行う。
	②その他	・建築基準法制定(昭和25年)以前の建物であるため、現行の法令との関係においては既存不適格の状態が継続している。	利活用方法や改修方法等の内容が確定した段階で法適合を図る改修や避難安全検証法による安全性担保の検討を行う。
4.機能性	①執務空間	・情報化対応が十分ではない。細分化された諸室と固定的な席レイアウト	新しい働き方に対応したバリューアップの検討
	②UD*	・来庁者に対する案内・誘導や個々の空間や設備等が十分ではない。	改善策の検討

※UD:ユニバーサルデザイン

本館の概要

各階平面図



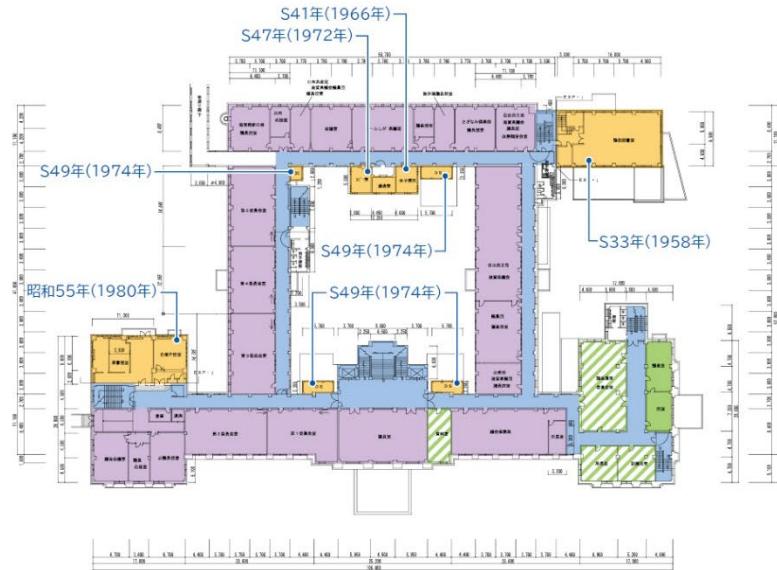
各階平面図

- 1階
- ・室用途や間仕切りの多くは、利用目的に合わせて変更されている。
 - ・玄関ホール、廊下等の共用部は各階とも竣工時に近い状態で残っていると考えられる。



1階平面図

- 2階
- ・室用途や間仕切りの多くは、利用目的に合わせて変更されている。
 - ・玄関ホール、廊下等の共用部は各階とも竣工時に近い状態で残っていると考えられる。



2階平面図

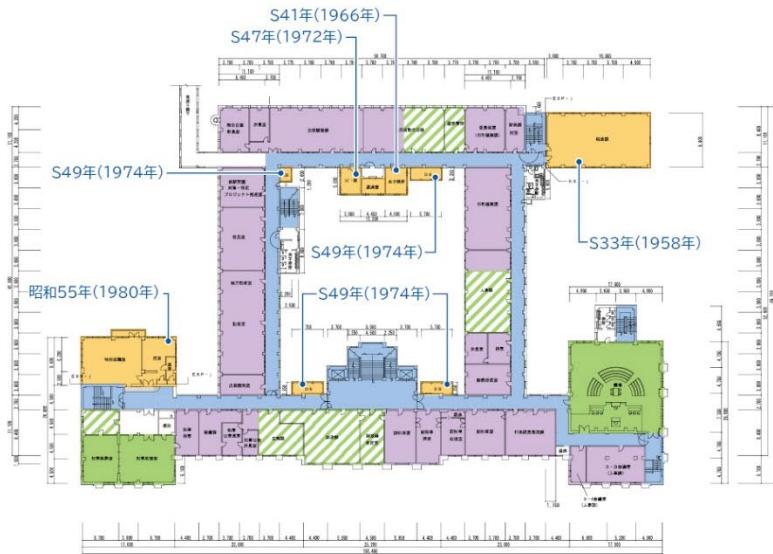
S=N.S.

- :創建時に近い状態の部分(共用部)
 ■:創建時に近い状態の部分(専用部)
 青文字:増築年

- :部分的に創建時の特徴的な意匠が残っている部分
 ■:増築部分
 ■:執務室等(室用途や間仕切りは利用目的に合わせて変更されている。)
 (天井の梁型を生かした意匠が残る部分も多い。)

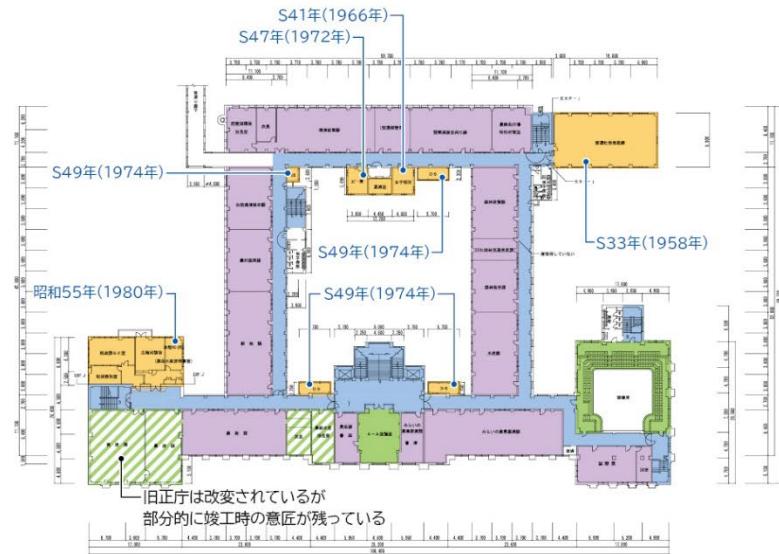


3階・室用途や間仕切りの多くは、利用目的に合わせて変更されている。



3階平面図

4階・室用途や間仕切りの多くは、利用目的に合わせて変更されている。



S=N.S.

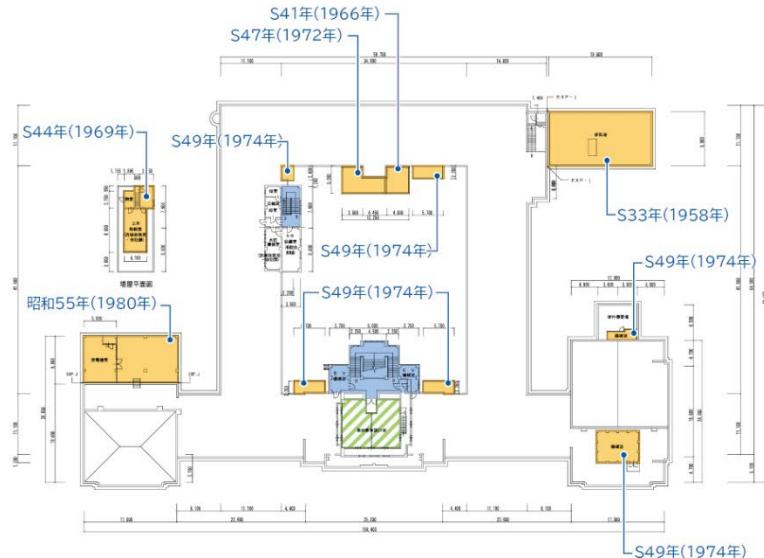
■ : 創建時に近い状態の部分(共用部)
■ : 創建時に近い状態の部分(専用部)
青文字 : 増築年

-  :部分的に創建時の特徴的な意匠が残っている部分
-  :増築部分
-  :執務室等(室用途や間仕切りは利用目的に合わせて変更されている。)
(天井の梁型を生かした意匠が残る部分も多い。)



塔屋 ・明治時代の庁舎の正庁が移築されているが改変されている。

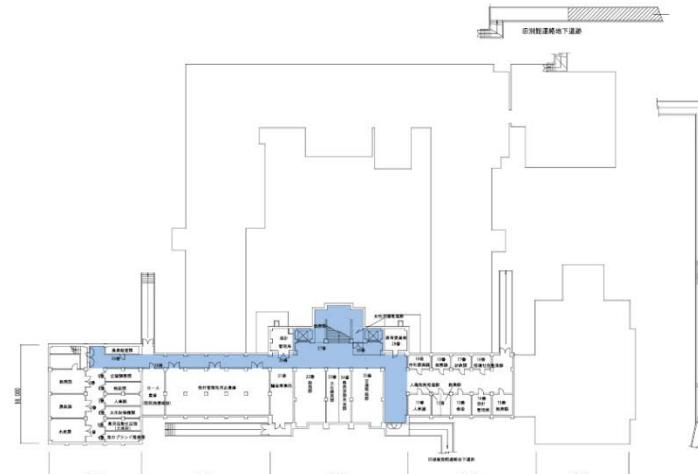
地下1階 ・室用途や間仕切りの多くは、利用目的に合わせて変更されている。
・換気が悪く、外壁からの漏水がある。



塔屋平面図

- :創建時に近い状態の部分(共用部)
- :創建時に近い状態の部分(専用部)
- :増築年

- :部分的に創建時の特徴的な意匠が残っている部分
- :増築部分
- :執務室等(室用途や間仕切りは利用目的に合わせて変更されている。)
(天井の梁型を生かした意匠が残る部分も多い。)



地階平面図

S=N.S.

